

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会中央図書館庶務課】 2

◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 4

◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 5

◇ 教育委員会

- 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館庶務課】 6

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第1号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第14号）の施行期日は、平成30年3月30日とする。

北九州市告示第 17 号

道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり道路の区域が変更されたので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課及び福岡北九州高速道路公社北九州事務所保全課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 1 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
651	北九州高速 4 号線	前	北九州市八幡西区京良城町 1583 番 2 地先から 北九州市八幡西区大畑町 1584 番 3 地先まで	20.0 ～ 26.5	12.0
		後	北九州市八幡西区京良城町 1583 番 2 地先から 北九州市八幡西区大畑町 1584 番 3 地先まで	20.0 ～ 27.6	12.0

北九州市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課及び福岡北九州高速道路公社北九州事務所保全課において、一般の縦覧に供する。

平成30年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
651	北九州高速4号線	北九州市八幡西区京良城町1583番2地先から 北九州市八幡西区大畑町1584番3地先まで	平成30年1月24日

北九州市公告第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第14項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成30年1月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

北九州市小倉北区高尾二丁目19番2号

株式会社森川不動産

代表取締役 森川 満

(2) 敷地の位置

北九州市小倉南区守恒二丁目325番1、325番36の一部、325番45、325番47の一部及び325番102

(3) 用途地域

第一種住居地域

(4) 建築物の主要用途

物品販売業を営む店舗

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

平成30年1月31日（水）午後2時から

3 意見の聴取の場所

北九州市小倉南区守恒二丁目8番36号

北九州市立守恒市民センター 多目的ホール

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月24日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第2号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年2月16日から施行する。

（北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第19号。次項において「改正規則」という。）の一部を次のように改正する。

第12条の改正規定中「第12条第4号」を「第12条第3号」に改める。

（調整規定）

3 この規則の施行の日が改正規則の施行の日後である場合には、前項の規定は適用しない。

（北九州市立図書館規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第9号を削る改正規定中「第12条第9号」を「第12条第8号」に改める。